

平成23年度 市政功労者を表彰

市は11月18日、市政の発展に尽力された次の方に、市政功労章を贈り、功績をたたえました。



岡部 健三さん(70歳 西栄3)
市議会議員を25年間務め、市政の発展に貢献



廣岡 巧さん(76歳 玖波3)
市議会議員を16年間務め、市政の発展に貢献

稲刈り体験

松ヶ原町

NPO法人子育てハッピーネットほのぼのと地元の人たちの呼び掛けによる稲刈り体験会が行われ、多くの親子が参加した。

参加した人は、最初に地元の人から稲の刈り方を教えてもらった後、大人が稲を刈り、子どもたちが小さな体で一生涯命稲運び、自然の恵みを肌で感じていた。



小さな体で頑張って稲を運んだ



秋の実り

趣味で畑を営む松島哉寿さん(33歳 御園2)の畑で、直径20cmはあろうかというサツマイモが収穫された。畑を趣味にし始めて3年という松島さんは、「サツマイモを作ったのは今年が初めてだが、こんなに大きなものがとれてびっくりしている」と話していた。



大きなサツマイモ

コイ・こい フェスティバル

総合市民会館・消防署周辺

市内最大のイベント「コイ・こいフェスティバル」が今年も開催され、会場はステージイベントやフリーマーケットでにぎわった。また当日は、会場隣の消防署でも消防フェアがあり、多くの人が訪れた。



多くの観客で賑わうステージ

東国原さんの講演会

アゼリアホール

前・宮崎県知事の東国原英夫さんを講師に開催された市民文化講演会。会場は、約800人の聴衆で満員となった。東国原さんは、「ピンチをチャンスに」をテーマに、知事時代のさまざまな出来事を交えながら、魅力的な話を披露した。



知事時代の経験を交え、話をする東国原さん

困ったときはここに相談

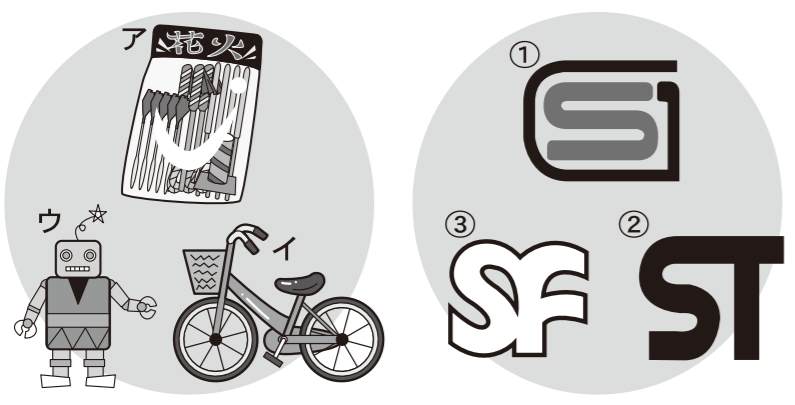
VOI・12

大竹市消費生活センター

問い合わせ 消費生活センター ☎323266 地域振興課 ☎21131

身近にある製品マーク

暮らしの中で使用する製品にはさまざまなマークがついていますが、次に示した①から③のマークは、それぞれの製品に付けられるものでしょう。



製品のマークには、それぞれに重要な意味があります。ここでは代表的なマークについて紹介しますので、身の回りにある製品について今一度確認してみてください。

損害賠償制度のある商品のマークの例

マーク名	SGマーク	STマーク	SFマーク
マーク			
概要	生命または身体に危害を与えるおそれのある製品について(財)製品安全協会が定めた基準に合格したものに付けられる。(乳幼児用品、福祉用具、家具・家庭用品など多数)	(社)日本玩具協会の安全基準に合格したおもちゃに付けられる。	国内に流通する国産・輸入品のおもちゃ花火に付けられる。

※冒頭の問題の答え ①-イ ②-ウ ③-ア

義務マーク(その他に都市ガス用器具のマークもあります)

マーク名	PSCマーク (消費生活用品の安全マーク)	PSEマーク (電気用品の安全マーク)	PSLPGマーク (LPガス器具の安全マーク)
マーク			
法律名	消費生活用品安全法	電気用品安全法	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
対象	特別特定製品(乳幼児用ベッド、ライターなど4品目) その他の特定製品(石油ストーブ、圧力なべなど6品目)	特定電気用品(電気温水器、電動式おもちゃなど115品目) その他の電気用品339品目	特定LPガス器具など(カートリッジこんろ、瞬間湯沸器(半密閉式)など7品目) その他のLPガス器具など(ガスコンロなど9品目)

使い捨てライターの規制

経済産業省は、使い捨てライターを使用した子どもの火遊びによる火災の発生を受け、平成22年12月27日から規制を開始しました。その経過措置期間が終了した平成23年9月27日から、子どもが簡単に操作できない「幼児対策(チャイルドレジスタンス)などの安全基準を満たすPSCマークを表示したライター以外、販売することができなくなっています。

司法書士無料相談会

相談日 毎月第4火曜日

(今月は12月20日火)
13時~16時

※相談希望の方は、事前に地域振興課へ電話で予約してください。また、消費生活相談員が同席しますので、ご了承ください。